

山形村土地利用計画の運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形村土地利用計画（平成27年山形村告示第205号。以下「計画」という。）の運営に関する事項を定めることにより、村土の均衡ある発展を図ることを目的とする。

(責務)

第2条 村長は、計画内容を住民等に周知し、計画の実現を図る責務を有する。
2 計画区域内の土地の権利者（所有権、地上権、永小作権、地役権、賃貸借権及び使用貸借権を有する者をいう。以下「権利者」という。）は、計画の実現に協力する責務を有する。

(届出)

第3条 計画区域内の土地を計画で定めた用途以外の目的に利用しようとする権利者（以下「目的外利用権利者」という。）は、あらかじめ村長に次に掲げる事項を届け出るものとする。

- (1) 事業内容に関する事。
- (2) 周辺土地利用に与える影響に関する事。
- (3) 計画用途以外に利用しようとする合理的理由に関する事。
- (4) その他村長が必要と認める事項に関する事。

(意見聴取)

第4条 村長は、前条に規定する届出を受理したときは、遅滞なく土地利用計画推進協議会の意見を聴かなければならない。

(通知)

第5条 村長は、前条に規定する意見聴取を経た後、計画変更に関する事項について目的外利用権利者に通知するものとする。

(協力)

第6条 目的外利用権利者は、前条に規定する通知を受けたときは、通知内容の実現に向け協力するよう努めなければならない。

(事務)

第7条 この要綱の運営に関する事務は、総務課で行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、計画の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年3月31日から施行する。